

銚子市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 本市は、地域の活性化及び地域産業の振興を目的として、都市部から人材を誘致し、地域における活動を通じて定住・定着を図るため、銚子市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、農林漁業の支援、住民の生活支援、地域公共交通の支援その他の地域協力活動（以下「活動」という。）に従事する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 3大都市圏 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部（国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村の地域を除く。）をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づいて指定された地域をいう。

(隊員の要件)

第4条 隊員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 次の地域から本市に住民票を異動させた者。なお、委嘱前に本市内に定

住又は定着している者（既に住民票の異動が行われている者等をいう。）を除く。ただし、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）を終了したもの（JET プログラム参加者としての活動2年以上、かつ、JET プログラムを終了した日から1年以内）で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域で地域協力活動に従事する者は、住民票の異動にかかわらず、含めることとする。

(ア) 3大都市圏内の地域（条件不利地域を除く。）

(イ) 3大都市圏外の地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の地域（条件不利地域を除く。）

イ 「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ、解嘱1年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者（3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民基本台帳に登録された者を含む。）で、本市に住民票を異動させた者

(2) 自らの意思及び責任において活動を実施できる者

(3) 自らの力で生活を維持することができる者

(4) 心身ともに健康で、活動に意欲と情熱があり、かつ、隊員としての活動終了後も市内に定住し、就業や起業する意思のある者

(5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(6) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認

められる者

- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件を満たす者
(隊員の募集)

第5条 市長は、予算の範囲内において隊員の募集を行うものとする。

- 2 募集に関する事項は、市長が別に定める。

(委嘱)

第6条 市長は、第4条各号の要件を全て満たす者のうちから隊員を委嘱する。

(委嘱期間)

第7条 委嘱期間は、原則として1年以内とする。ただし、3年（産前産後又は育児のために活動を中断する期間（最長1年間とする。）を除く。）を限度として期間を更新することができる。

- 2 市長は、委嘱期間の更新にあたっては、隊員の活動実績等を考慮し、決定するものとする。
3 市長は、隊員に非違行為その他の隊員としてふさわしくない行為があったときは、委嘱期間中であっても、委嘱を解くことができる。

(委託料等)

第8条 市長は、予算の範囲内において隊員に活動に対する委託料を支払うものとする。なお、金額、支払日等については、別に定めるものとする。

- 2 市長は、隊員の活動に必要な費用として認めるものについて、予算の範囲内において隊員に支払うものとする。なお、対象となる費用は別に定めるものとする。
3 市長は、隊員を当該隊員と連携して活動を行う事業者に派遣するときは、前2項に定める費用を、当該事業者を支払うものとする。
4 市長は、隊員を地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用するときは、委託料に代えて、同項第2号に掲げる会計年度任用職員にあつては給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当を、同項第1号に掲げる会計年度任用職員にあつては報酬、期末手当及び費用弁償を支払うものとする。
5 市長は、前項の会計年度任用職員として任用される隊員に対し、活動に必要な住居及び用具を貸与することができる。
6 第2項の規定は、第4項の会計年度任用職員として任用される隊員については、適用しない。

(活動報告)

第9条 隊員は、市長に対し活動報告を行う。

2 活動報告の方法については、委嘱の際に協議する。

(秘密を守る義務)

第10条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱が終了した後も同様とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。